

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 都市の防災化

本節は、都市の発展に伴う市街地の拡大及び都市構造の多様化によって生ずる都市災害に対して、土地利用計画、都市施設整備及び市街地開発事業等を促進することにより災害に強い街づくりを図るための計画である。

第 1 土地利用計画

土地利用計画は、無秩序な市街地化を防止し、秩序ある都市化を図るもので、この計画の実施により都市災害の防止をすすめるものである。

1 市街化区域、市街化調整区域

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止と、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を目的とし、都市の健全で秩序ある発展を図るために、既に市街地を形成している区域（既形成市街地）とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として都市計画区域を区分している。

本市では全国に先がけ、昭和 45 年 3 月 30 日に市街化区域、市街化調整区域を決定し、さらに、その後の社会経済的な変化から随時区域の変更を行い、計画的な市街地化を図っている。今後とも、区域区分の見直しに当たっては、都市の防災性及び安全性について十分考慮し、災害に強いまちづくりを目指すものとする。

2 用途地域

用途地域は、建築物の用途や形態を規制することにより、地域の性格を明確にし、安全快適な都市生活と機能的な都市活動の確保を図るために指定するものである。

したがって、今後とも土地利用の現況、動態等について十分な調査を行い、より適切な指定に努めるものとする。

3 防火地域、準防火地域

防火地域、準防火地域の制度は、火災の危険を防止するために、都市防災上必要と認められる地域を指定するものである。これらの指定地域においては、建築物を耐火構造及び防火構造とすべき制限をしており、土地利用の動向等に伴い、その適切な指定に努めるものとする。

第 2 都市施設整備

1 道路

都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区の構成、良好な生活環境を形成するために必要な空間の確保及び上下水道等の供給処理施設の設置、さらには、災害発生時の防災空間や避難路等として、多面的な機能を有している。

したがって、高速交通体系の進展に対応した広域交通ネットワークの整備、都市間道路等の主要幹線道路網の整備、市内主要幹線道路の整備等を促進するものとする。

2 公園・緑地

公園・緑地は、良好な地域環境を形成しながら、市民のいこいの場として生活に潤いを与えており、また、災害時においては、延焼火災の緩衝地帯及び避難場所としても非常に重要な役割を有している。

したがって、山形市みどりの基本計画に基づき、位置、規模等について防災上の要件を十分考慮しながら、都市公園と緑地の整備を計画的に促進するものとする。

第3 市街地開発事業

無秩序な市街地の形成により、都市機能や防災性が低下している地区の整備、機能更新及び新市街地における良好な市街地の形成を図るため、民間活用も含めて都市再開発事業、土地区画整理事業等の促進に努めるものとする。

第4 宅地開発

都市の計画的な発展と良好な市街地の整備を図るために、宅地開発に対しては、開発許可制度が設けられているが、地盤の軟弱な土地及びがけ崩れ等のおそれのある土地の宅地開発については、都市計画法第33条に基づき、防災性及び安全性に関する指導の強化に努めるものとする。

第5 防災業務施設等の整備

災害の未然防止と被害の軽減を図るために、防災業務施設等の整備推進に必要な対策に関する施設等について、整備を図っていくものとする。

なお、特に地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成8年度以降の年度を初年度とする5箇年間の計画を作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。

第6 地域特性の活用と整備

1 農業用水路等の活用と整備

本市は、第1章、第4節、[山形市の概況]で述べているとおり、馬見ヶ崎川扇状地で大部分が形成され、東西の山岳から多くの河川が流れている。

また、本市の歴史的経過のなかで、農業を中心とした営みが行われてきており、現在も多くの農業用水路が存在している。

ついでには、災害時における本市の地域の特性のひとつである農業用水路（5堰を含む）の活用（火災防御用水及び一般雑用水利用等）を模索するとともに、整備を図っていくものとする。

第2節 防災訓練

本節は、関係機関相互の協力体制を強化し、市民の防災に対する理解と防災意識の高揚と防災活動の円滑化を図り、減災に向けた実践的防災訓練について定めた計画である。

第1 総合防災訓練

あらゆる災害に備えて、災害時における関係機関相互及び住民との協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、国で作成した「総合防災訓練大綱」に基づき、年1回以上、次の訓練内容の中から選択して計画的に実施するものとする。

実施にあたっては、災害発生時を想定した実践的な訓練とする。

訓練内容	災害対策本部運営訓練	防災支部運営訓練
	災害対策連絡会議運営訓練	避難所（市・地区）運営訓練
	情報通信訓練	地区防災訓練
	広報訓練	自主防災組織防災訓練
	初期消火訓練	その他必要な訓練
	避難誘導訓練	
	応急給水訓練	
	医療救護訓練	
	負傷者搬送訓練	
	救出救助訓練	
	火災防御訓練	
	交通規制訓練	
	救援物資輸送訓練	
	道路啓開訓練	
	自衛隊要請訓練	
	ライフライン施設応急復旧訓練	

第2 図上訓練

図上訓練は、予想される各種災害について、主として次の応急対策を図上で行うものとする。

- 1 職員動員訓練及び災害対策本部設置訓練
- 2 各種災害応急対策訓練
- 3 復旧資材・救援物資の確保及び輸送訓練等
- 4 その他必要な訓練

第3 その他の防災訓練

災害応急対策活動の万全を期すため、防災会議の構成機関等は、単独又は共同して技能の修得を主体とした水防訓練、消防訓練、避難訓練及び通信訓練等を実施し、職員の防災に対する

[平23改]

意識の高揚と技術の練磨を図るものとする。

1 職員動員訓練

休日、夜間等勤務時間外における職員の動員を迅速に行うため、職員に対する情報の伝達及び非常招集について訓練を実施するものとする。

2 水防訓練

水防法第32条の2の規定により、「山形市水防計画」に基づき水防訓練を実施するものとする。

3 消防訓練

消防技術の練磨及び習熟を図るため、「山形市消防計画」に基づき消防訓練を実施するものとする。

4 通信訓練

災害が発生した場合において、迅速、的確な災害情報の収集及び伝達並びに通信の円滑な確保を図るため、山形市防災行政無線及び山形県防災行政無線によるほか、防災会議の構成機関等の通信施設により通信訓練を実施するものとする。

5 避難訓練

災害時における避難の指示及び避難誘導等の迅速、的確な実施を図るため、関係機関及び住民の参加、協力を得て避難訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、工場、事業所及び政令で定める大規模な小売店舗その他消防法第8条の規定による防火対象物の防火管理者は、それぞれの消防計画に基づき避難訓練を実施し、常に住民の生命、身体及び財産を災害から保護するように努めるものとする。

6 市民防災センターの活用

地区防災訓練や自主防災組織防災訓練に対し、より実践的な訓練となるよう助言を行う。

第3節 調査研究

災害予防の推進のためには、危険要因を具体的に把握する必要がある。本節は、関係機関の協力を得て調査研究を実施し、地震災害等における総合危険度を判定しようとする計画である。

第1 調査の方法等

総務部防災対策課、まちづくり政策部建築指導課、都市整備部河川整備課、道路維持課及び消防本部等の各課は、調査に関する年次計画に基づき、本市の災害危険要因に関する諸調査について、専門機関に依頼する等により実施するものとする。

調査の結果については、関係機関及び市民へ公表し、防災対策の推進を図るものとする。

第2 調査項目

調査項目は、東京都における総合危険度調査を参考とし、次のとおりとする。

- 1 基本調査
 - (1) 地質調査
 - (2) 地盤調査
- 2 倒壊危険度調査
 - (1) 建築年別木造家屋密集度調査
 - (2) がけ崩れ等地形危険度調査
 - (3) 落下危険物調査
 - (4) ブロック塀、擁壁危険度調査
 - (5) 中高層RC建築物分布調査
- 3 出火、延焼危険度調査
 - (1) 大量火気使用施設調査
 - (2) 危険物取扱い施設調査
 - (3) 耐火建築物調査
 - (4) 空地調査
 - (5) 火災防御線設定調査
 - (6) 消防活動難易調査
 - (7) 消防力、消防地利・水利調査
- 4 避難難易度調査
 - (1) 昼間、夜間人口分布調査
 - (2) 道路網調査
 - (3) 道路障害物調査
 - (4) 交通量調査
- 5 その他の調査
 - (1) 地すべり災害危険区域調査

[令3改]

- (2) 土石流災害危険区域調査
- (3) 雨量、降雪量等気象に関する調査
- (4) 克雪及び豪雪災害に関する調査
- (5) 火山災害に関する調査
- (6) 災害履歴に関する調査
- (7) 被災地の視察調査

第4節 防災知識の普及

本節は、市民、防災会議の構成機関等の職員及び市職員に対し、防災意識の啓発及び防災知識の普及を図るための計画である。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民向けの専門的・体系的な防災訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、市全体としての防災意識の向上を図る。

第1 普及内容

- 1 山形市地域防災計画の内容に関する事項
- 2 地震災害に関する事項
- 3 風水害等に関する事項
- 4 気象知識に関する事項
- 5 職員の責務に関する事項
- 6 地震、風水害等に関する一般知識
- 7 自主防災意識
- 8 防災会議の構成機関等における応急対策の内容
- 9 災害発生前の準備等から災害発生後の対処方法等
- 10 防災訓練の推進

第2 普及方法

1 印刷物の配布

(1) 広報紙

火災予防週間、梅雨（集中豪雨）期、防災週間、台風期、降雪期及び融雪期等を中心に、災害時の心得及び注意事項等の周知に努める。

(2) 防災パンフレット

各種ハザードマップ、「山形市洪水ハザードマップ」、「山形盆地断層帯被害想定」、「避難場所地図」、「防災読本」、「自主防災組織の手引き」等のパンフレット、チラシ等を作成し市民及び関係機関に配布して防災知識の普及に努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

[令3改]

2 職員研修等の実施

市及び防災会議の構成機関等は、防災活動を円滑に実施するため、所属職員に対し防災関係法令及び実務等に関する講習会、研修会等を実施し、防災上必要な知識の普及及び技能の向上を図るものとする。

3 学校教育及び社会教育での実施

学校教育及び社会教育の場において、災害の種類とその原因及び対策、防災の基礎知識、避難及び救出救助方法を計画的に組み入れて防災教育の推進を図るものとする。

4 講演会等の開催

防災週間、土砂災害防止月間等の行事として、市民を対象とした防災講演会等を開催し、防災知識の普及を図る。

また、男女共同参画の視点に立った災害対応に関する情報提供や研修会を開催する。

5 報道機関の協力

報道機関の協力を得て、新聞、テレビ及びラジオにより防災知識の普及を図る。

6 ビデオ等による普及

防災ビデオ等を研修会等で活用するほか、防災会議の構成機関等、学校、公民館等に貸し出して防災知識の普及を図る。

7 各種防災訓練の実施

防災知識の普及と職員、市民の行動力を養うため、各種訓練の場を設け、積極的な参加を促して防災技術の修得を図る。

8 市民防災センターの活用

市民防災センターが実施する地震体験や煙体験などの災害疑似体験、研修や講演、防災活動への助言や技術指導、各種情報提供など、市民防災センターの事業を通じて、市民への防災意識の啓発と防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織を対象とした研修や、きめ細やかな相談に応じることにより自主防災組織化率の向上と活動の推進を図る。

第5節 自主防災組織の育成

本節は、“自分たちの地域は自分たちで守る”という市民相互の連帯の精神に基づく自主防災組織の育成・整備を図るための計画である。

第1 自主防災組織の育成・活動の推進

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助が有機的に連携し活動することが有効である。

共助については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む環境が必要である。この中核をなす組織が自主防災組織と位置づけ、地域防災力向上のため自主防災組織の育成と活動の推進を図る。

このため、市は、「山形市自主防災組織設立マニュアル」及び「山形市自主防災組織活動マニュアル」に基づき、町内会、自治会等を母体とした自主防災組織の組織率向上を図るとともに、自主防災組織の防災計画（以下「自主防防災計画」という。）の策定と見直し、各種訓練、関係団体との連携を推進することにより既存団体の活動の推進を図る。

1 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、おおむね次のとおりとする。

実施すべき活動を具体化するため、各組織において自主防防災計画を作成するとともに、これに基づき迅速かつ効果的に防災活動を行うために、役割分担を明確にしておくよう促していくものとする。

(1) 平常時の活動

災害時を想定した対策の検討と訓練、訓練等に基づく自主防防災計画の見直し、防災知識の普及、家庭や地域内の防災環境の確認、避難行動要支援者の状況把握と支援体制の充実、防災訓練の実施及び防災用資器材の整備等

(2) 災害時の活動

住民の避難誘導、避難所（市・地区）の運営、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、住民の避難誘導及び給食給水の実施、避難行動要支援者に対する避難ほう助活動等

2 自主防災リーダーの育成

市は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

- (1) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力さけること
- (2) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐するサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること
- (3) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

3 共助備蓄補助制度

市は、災害時における自主防災組織の活動を強化するため、自主防災組織による共助備蓄

[平29改]

の購入に対し補助金を交付する。(参照：第2章第8節第2共助備蓄の推進)

4 市民防災センターの活用

市は、市民防災センターを活用し、自主防災組織の活動への支援を行うとともに、自主防災組織の設立に向け町内会・自治会、地区住民への防災知識の普及活動等を行う。

(1) 自主防災組織の活動への支援

- ア 自主防災組織の活動への助言や相談対応
- イ 自主防災訓練への助言や相談対応
- ウ 自主防災組織の先進的事例の紹介
- エ 研修や講演による防災知識の普及と防災技術の向上

(2) 自主防災組織の設立に向けた啓発活動（町内会・自治会、地区住民を対象）

- ア 自主防災組織の必要性や活動内容などの各種情報提供
- イ 地震体験や煙体験など災害疑似体験を通じた防災意識の啓発
- ウ 研修や講演による防災知識の普及と防災技術の向上

第2 企業（事業所）等における防災の促進

市は、危険物、爆発物等を扱っている企業（事業所）並びに病院、政令で定める大規模な小売店舗及び複合用途ビル等公衆の出入りする施設等で、消防法により自衛消防組織の設置と要員の配置及び消防計画の作成が義務付けられている企業（事業所）等について、これら義務付けの徹底を図るものとする。また、事業所等の防災に資する情報の提供等を進めるとともに、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 自発的な防災活動の推進

市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として山形市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

[令3改]

2 地区防災計画の設定

山形市防災会議は、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、この計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第 5 - 1 節 集落の孤立予防

本節は、大規模地震、風水害等の発生によるがけ崩れや地すべり、雪崩等により市内山間部集落への道路網が寸断され、孤立のおそれのある集落について、その未然防止及び被害の最小化を図るために必要な予防対策をすすめるための計画である。

第 1 孤立のおそれのある集落の状況

(令和 2 年国勢調査による)

集落地区数	集落数	集落戸数	集落人口 (A)	市の人口 (B)	集落人口割合 (A/B)
8 地区	43 集落	2,063 戸	5,709 人	247,590 人	2.31%

※集落とは、孤立のおそれのある集落をいう。

第 2 基礎的な情報の把握・共有

県と協力し、孤立するおそれのある集落における各種情報（通信手段、避難所、備蓄状況など）をデータベース化して、防災会議の構成機関等と情報共有化を図るものとする。

第 3 予防対策

1 災害に強い道路網の整備

- (1) 主要道路優先の対策推進
- (2) 複線化等の推進
- (3) 集落住民による道路に面した工作物、立木等の道路封鎖排除

2 自助・共助意識の高揚

- (1) 集落住民への防災意識高揚啓発
- (2) 対象全集落での自主防災組織設立促進
- (3) 対象集落自主防災組織への活動支援
- (4) 集落住民の各種訓練参加促進

3 通信手段の確保

- (1) 市立学校がある集落は、学校の防災行政無線
- (2) 衛星系の電話を設置している集落は、衛星電話
- (3) 上記の手段がない地区に配備する孤立対策用 MCA (マルチチャンネルアクセス)
- (4) 集落住民が保有するアマチュア無線等

4 食料等の備蓄

- (1) 3 日間程度の生活に必要な飲料水、食料、その他の生活物資の自助備蓄の推進
- (2) 3 日間程度の地区集会所等を活用した避難生活に必要な物資等の共助備蓄の推進

5 臨時ヘリコプター発着所の確保

- (1) 緊急時の救援物資の空輸、負傷者の医療機関等への搬送の必要性に鑑み、孤立するおそ

[令 6 改]

れがある集落ごとに1か所以上の臨時ヘリポートを選定し、県と情報を共有するものとする。

- (2) 臨時ヘリポートは集落内の空き地等を選定するが、集落内に適切な場所がない場合は、集落住民と協議し田畑等を確保するものとする。

6 孤立対応訓練の実施

- (1) 孤立対応訓練の計画的な実施
- (2) 集落住民の孤立対応訓練への積極的参加

第6節 避難行動要支援者対策計画

本節は、災害発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者に対する対応についての計画である。

第1 災害時要配慮者及び避難行動要支援者

要配慮者については、身体的ハンディがある、災害に対する知識や情報が不足又は持ち得ない、自分の身体を守るための判断ができないなどといった理由から、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）と位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。

要支援者の要件

- ・ 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 重度身体障がい者 身体障がい者手帳1級～2級所持者
- ・ 重度知的障がい者 療育手帳A所持者
- ・ 重度精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- ・ 特別児童扶養手当1級に相当する児童
- ・ 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ・ 上記以外で避難支援を希望する者

第2 要支援者への支援体制

要支援者に対して避難支援等関係者や、両者への避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）の伝達体制等、災害時において自力で避難することが困難な要支援者に対する対策を十分に検討し、強化を図る必要性がある。

1 山形市の推進体制

福祉、健康、防災及び消防救急を所管する関係課が連携し、本制度に係る相談対応、普及周知及び支援などを行う。

関係課は、平常時の業務と係わりの深い避難支援等関係者と当制度の運用にあたり必要な連絡調整を行う。

なお、庁内組織の枠組みは次のとおりとする。

- (1) 「庁内関係課」とは母子保健課、長寿支援課、介護保険課、生活福祉課、障がい福祉課、こども家庭支援課及び防災対策課とする。
- (2) 「市関係課」とは庁内関係課、消防本部総務課及び通信指令課とする。
- (3) 「市関係課等」とは市関係課、防災支部長及び市避難所長とする。

[令6改]

(4) 「普及改善関係課」とは庁内関係課及び広報課とする。

要支援者避難支援対策の実施にあたっては、地域や関係機関との連携が必須のため、福祉避難所、町内会、自治会、自主防災組織及び福祉関係者等との連絡会議を適宜開催し、情報共有を図るものとする。

2 避難支援等関係者

要支援者支援対策の実施にあたっては、災害対策基本法第49条の11第2項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとする。

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- (1) 地区民生委員児童委員協議会会長及び民生委員児童委員
- (2) 山形市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会会長及び福祉協力員
- (3) 町内会自治会の長及び担当者
- (4) 自主防災組織の長及び担当者
- (5) 消防団
- (6) 山形警察署
- (7) 地域包括支援センター

3 避難支援者

避難支援者は、災害発生時に要支援者の安否確認及び避難支援を行う者とする。

避難支援者は、5-(2)に規定する個別避難計画に基づき要支援者自らが選定するものとする。

4 要支援者名簿の作成、更新及び管理

庁内関係課は、第1で定義づけた要支援者の名簿（以下、この節において「名簿」という。）を次により作成し、市関係課等で共有するものとする。

(1) 名簿の作成

ア 要支援者の情報収集

庁内関係課は、災害対策基本法及び個人情報保護に関する法令等の規定に基づき、名簿の作成に必要な限度で、庁内関係課の保有する要支援者の氏名その他の要支援者に関する情報を収集する。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する要支援者の氏名その他の要支援者に関する情報の提供を求める。

イ 名簿の作成

庁内関係課は、アにより収集した情報に基づき、所管業務対象者で第1に定める要件に該当する者について名簿を作成する。

名簿には、以下の情報を掲載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 住所又は居所
- (ウ) 年齢
- (エ) 性別

[令6改]

- (オ) 避難支援等を必要とする事由
 - (カ) 町内会自治会名
 - (キ) 名簿情報提供同意の有無
 - (ク) 個別避難計画（５－（２）に定める）作成の有無
 - (ケ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (2) 名簿の記録媒体
- 名簿は電子データで作成し、長寿支援課が管理するものとする。
- ただし、令和６年１月以降、新基幹システムが稼働した後は、庁内関係課において、避難行動要支援者システムにより電子データで名簿を作成し管理するものとする。
- (3) 避難支援等関係者への名簿情報の提供
- ア 平常時における名簿情報の提供
- 別に定める同意書の提出により、名簿の事前提供について同意を得た者については、市関係課が、当該個別避難計画提出者の居住する地区の避難支援等関係者に名簿の提供を行うものとする。
- 名簿の提供範囲及び提供手順については、別に定める。
- イ 災害発生時の名簿情報の提供
- 災害発生時の名簿情報の提供は、第３章第９－２節災害時避難行動要支援者避難支援に定める。
- (4) 名簿掲載情報の更新
- 名簿は、庁内関係課において、所管する業務に関する対象者について３か月ごと更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- 市関係課は、ウ－（ア）により提供を行った避難支援等関係者に、更新した名簿を送付するものとする。
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置
- 名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取扱いについては山形市情報セキュリティポリシーを遵守する。
- また、名簿の提供先についても、提供の原因となる災害における要支援者対策以外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難指示等の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよう配慮するものとする。
- (7) 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保
- 防災対策課は、避難支援者及び避難支援等関係者が要支援者の避難支援を行う際、避難支援者及び避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

5 要支援者の避難行動支援制度全体計画

市は、平成25年8月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要支援者の避難行動支援制度全体計画を策定する。

(1) 全体計画

防災対策課を中心に、庁内関係課で案を作成するとともに、適宜見直し案を作成する。

全体計画に定める事項は、以下のとおりとする。

- ア 要支援者、避難支援等関係者及び避難支援者
- イ 山形市及び地域等の推進体制
- ウ 要支援者名簿の作成、共有及び活用
- エ 平常時及び災害時における山形市並びに地域等の取り組み
- オ 避難場所、避難所、福祉避難所及び避難経路
- カ 制度の普及促進

(2) 個別避難計画

全体計画に基づき、庁内関係課と要支援者及び避難支援等関係者と共に、個々の避難計画を作成するよう努める。災害時の避難の際は避難支援者及び避難支援等関係者の支援が最も重要であるため、避難支援者及び避難支援等関係者の協力を得ながら作成し、避難支援者及び避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとする。

個別計避難画作成の詳細は、全体計画に定める。

6 福祉施設内要支援者への対策

各福祉施設管理者においては、下記の事項について実施するものとする。

- (1) 避難訓練の実施
- (2) 避難誘導計画の作成
- (3) 地域コミュニティ団体との連携

7 要配慮者利用施設への避難指示等発令情報の伝達体制の確保

避難指示等の発令時において、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内に要配慮者利用施設を持つ所管課は、当該施設の利用者の円滑な警戒・避難が行われるよう避難指示等の伝達を行うため、平常時から当該施設との連絡体制の確保に努めるものとする。

8 要配慮者利用施設における避難確保対策

(1) 要配慮者利用施設

市は、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（以下「施設」という。）でその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める。

(2) 避難確保計画の策定

本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市に報告する。

また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

〔令3改〕

(3) 施設への支援

市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について支援し、必要な指示をすることができる。

9 福祉避難所の確保

市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所を確保するものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等に努めるものとする。

福祉避難所の指定については、次節に定めるところによる。

第7節 避難所及び避難場所の整備

本節は、災害の危険から市民の生命又は身体の安全を図るための避難所及び避難場所の整備に関する計画である。

市は、災害対策基本法（以下「法」という。）第49条の4から第49条の9までの規定に基づき、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全が確保される指定緊急避難場所を確保するため市避難場所を指定し、避難者が避難生活を送るための指定避難所を確保するため市避難所及び福祉避難所を指定する。

また、地区集会所や地区が施設管理者の了解を得て予め定めた屋内の施設を地区避難所、同様に屋外の施設を地区避難場所として活用する。

なお、避難者を受け入れる施設としては市避難所及び地区避難所を基本とするが、一定の時間の経過に伴い、災害及び避難者の状況、当該施設が本来持つ役割その他の事情を考慮し避難所の集約を図るほか、特定の地区又は他市町村からの大人数の避難者及び他市町村への帰宅又は移動が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）が発生した場合の対応のため、大規模な公共施設等を避難所として開設するものとする。

第1 避難所及び避難場所の指定

1 市避難所の指定

市は、避難者を一定期間受け入れて保護するため、法第49条の7の定めるところにより、同上第1項に定める指定避難所として、この市に所在する施設で、法の基準を満たす次に掲げるもののうちから、市避難所を指定するものとする。

- (1) コミュニティセンター
- (2) 公民館
- (3) 小学校、中学校、商業高等学校
- (4) 市有体育館
- (5) 山形県が設置する高等学校の体育館等
- (6) 国立大学法人が設置する大学（その附属学校を含む。）の体育館等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて市避難所を開設する必要がある施設

この場合において、学校を市避難所として指定するときは、学校が教育活動の場であることに配慮し、学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。以下市避難場所を指定する場合も同様とする。

2 市避難場所の指定

(1) 一時避難場所

市は、災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまでの間、一時的に滞在するため、法第49条の4の定めるところにより、同条第1項に定める指定緊急避難場所として、災害の種別ごとに、この市に所在する施設で、法の基準を満たす次に掲げるもの

[令3改]

のうちから、一時避難場所を指定するものとする。

ア コミュニティセンター

イ 公民館

ウ 小学校、中学校、商業高等学校の体育館、グラウンド等

エ 市有体育館

オ 山形県が設置する高等学校の体育館、グラウンド等

カ 国立大学法人が設置する大学（その附属学校を含む。）の体育館、グラウンド等

キ 面積がおおむね1,000平方メートル以上の公園、緑地及び公共空地

ク 道の駅

ケ 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて一時避難場所を開設する必要がある施設

(2) 広域避難場所

市は、大規模な地震、火災等が発生した場合において、一時避難場所からさらに避難を必要とするときに、住民等が安全に滞在するため、法第49条の4の定めるところにより、同条第1項に定める指定緊急避難場所として、災害の種別ごとに、この市に所在する施設で、同法の基準を満たすおおむね100,000平方メートル以上の公園、緑地及び公共空地のうちから、広域避難場所を指定するものとする。

(3) 近隣市町村における指定緊急避難場所の確保

市は、上記に定めるもののほか、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 市避難所及び市避難場所の受入人数

市避難所及び市避難場所の受入人数は、避難者の居住に有効な面積のうち1人あたり4平方メートル以上、市避難場所は避難者の滞在に有効な面積のうち1人あたり2平方メートル以上を確保することを基準に算定するものとする。

4 市避難所及び市避難場所の整備等

市避難所及び市避難場所並びにその周辺について、災害発生時の利用を妨げたり、避難者の安全を損ねたりするおそれがないか平常時からその確認及び必要に応じた整備を行うものとする。

また、市避難所については、その機能向上を図るため、その設置者又は管理者と十分な調整を図り、次のとおり整備に努める。

(1) 防災倉庫の整備

(2) 高齢者等用食料及び乳児用液体ミルク等の備蓄

(3) 毛布及び非常用携帯トイレの備蓄

(4) 感染症対策品の備蓄

(5) 発電機、投光器、燃料携行缶及びコードリールの配備

(6) 防災行政無線その他の通信機器の配備

(7) 要配慮者専用の居住スペースの確保等に配慮した環境整備

[令3改]

- (8) 男女のニーズの違い等の観点から、男女共同参画その他の多様な視点に配慮する。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室等について昼夜を問わず安心して使用できる環境整備
- (9) 市避難所となる施設の改築等における耐震化、バリアフリー化及び自然エネルギーの導入等
- (10) ペット同行避難者に配慮したペット飼養スペースの設置等の環境整備

5 市避難所運営委員会

市避難所は、市があらかじめ指名した市職員（この節において「指名職員」という。）が主体となり、施設管理者又は施設運営受託団体、自主防災組織その他の関係団体の協力を得ながら運営するものとする。この場合にあっては、避難者の安心安全を確保するとともに、男性に偏った運営体制にならないよう配慮するものとする。

そのため、市避難所ごとに平常時から市避難所運営委員会を設置し、運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、運営の円滑化と効率化を図るとともに、市避難所運営が長期になる場合における地域住民主体の運営体制への移行についても検討する。また、運営委員への女性の参画を推進するとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換に努めるものとする。

市避難所運営委員会の構成等については、第3章第2-1節に規定するところによる。

第2 地区避難所及び地区避難場所の活用

1 地区避難所

地区避難所は、地区集会所又は自主防災組織（自主防災組織が設立されていない場合にあっては、町内会・自治会。この節において同じ。）が施設管理者から避難所としてあらかじめ了承を得た施設（周辺の民間施設等）で、災害発生時において避難所として有効に活用することができるものとする。

なお、地区避難所は、耐震性が十分でない地区避難所にあつては地震の際に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域その他災害の危険が及ぶことが想定される区域内の地区避難所にあつては、それぞれ洪水、土砂災害その他災害の際に、活用しないこととする。以下地区避難場所においても同様とする。

2 地区避難場所

地区避難場所は、地区集会所の広場又は自主防災組織が施設管理者から避難場所としてあらかじめ了承を得た場所（周辺の民間施設等）で、災害発生時において避難場所として有効に活用することができる場所とする。

3 地区避難所及び地区避難場所の確保、開設及び運営

地区避難所及び地区避難場所の確保、開設及び運営については、原則として自主防災組織が主体となり行い、市は、必要に応じ可能な範囲において、その支援に努めるものとする。

4 市避難所への集約

地区避難所の運営はおおむね3日間を基本とし、その状況に応じ、市避難所への避難者の集約を図るものとする。

第3 大規模な公共施設等の活用

1 山形市総合スポーツセンター

次に掲げる場合は、大人数の避難者を受け入れる避難所として、山形市総合スポーツセンターを活用するものとする。

(1) 災害の発生後一定時間が経過し、市避難所の避難者を集約する場合において、大人数の避難者を受け入れる必要が生じた場合。

(2) 風水害又は土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その地区内の市避難所又は地区避難所への避難が困難である場合において、当該地区に居住する者等を一体として受け入れる必要が生じた場合

(3) 他市町村からこの市に大人数の避難者が避難する場合

2 山形県総合文化芸術館

災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山形駅周辺及び中心市街地に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形県総合文化芸術館を活用するものとする。

3 山形テルサ

前項と同様に、帰宅困難者を受け入れる避難所として、災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山形駅周辺及び中心市街地に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形テルサを活用するものとする。

4 山形市民会館

前項の場合において、受け入れる必要がある帰宅困難者の人数が山形テルサの受入能力を超過した場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形市民会館を活用するものとする。

5 やまがたクリエイティブシティセンターQ1

前項の場合において、受け入れる必要がある帰宅困難者の人数が山形市民会館の受入能力を超過した場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、やまがたクリエイティブシティセンターQ1を活用するものとする。

6 山寺芭蕉記念館

災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山寺駅周辺に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山寺芭蕉記念館を活用するものとする。

[令6改]

第4 福祉避難所の指定

市は、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者等を一定期間受け入れて保護するため、災害対策基本法第49条の7の定めるところにより、同条第1項に定める指定避難所として、市の区域内に所在する社会福祉施設等から、福祉避難所を指定するものとする。

なお、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第5 車中避難場所

山形市は、世帯当たりの自家用車所有台数が全国平均を大きく上回っており、大規模災害発生時において、プライバシー確保、余震への不安、ペット同伴等の理由から車中避難を選択する人も予想されることから、車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所の確保に努める。

第6 避難所及び避難場所の周知等

1 市避難所及び市避難場所

市避難所及び市避難場所に表示板、案内板を設置するとともに、市ホームページへの掲載やパンフレット等の発行を行い、十分に周知する。この場合においては、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を活用し、次の事項について、特に周知徹底に務める。

ア 市避難所と市避難場所の役割に違いがあること。

イ 市避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した市避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 市避難所及び市避難場所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。

2 地区避難所及び地区避難場所

自主防防災計画であらかじめ避難所や避難場所を定めるとともに、平常時から地区住民への十分な周知を図る。

3 緊急的な待避等

市避難場所及び地区避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

4 車中避難場所

災害時の避難において、プライバシーの確保やペットの世話、感染症対策など様々な理由により、指定避難所ではなく車中泊を選択する避難者に対し、車中避難場所の周知をするとともに、車中避難の際のエコノミー症候群や熱中症等の対策への十分な周知を図る。

また、車中避難が長期にならないよう市避難所等への避難を促すよう努める。

[令6改]

第 8 節 災害時用備蓄の充実

本節は、災害発生時における、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するため、平常時から生活必需品等の備蓄を推進する計画である。

災害発生後、生命維持のために最低限必要な物資を過不足なく必要とする人に供給するとともに、平常時においても無駄がないよう効率的な備蓄を行う。

そのため、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、災害発生から最低限 3 日（推奨 1 週間）程度の生活に必要で、個人や家族、事業者が日常的に必要な物資について、自助による備蓄（以下「自助備蓄」という。）を推進する。

地区住民の避難誘導や地区避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄が困難なものについて、共助による備蓄（以下「共助備蓄」という。）を推進する。

市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄及び共助備蓄が困難なものについて、公助による備蓄（以下「公助備蓄」という。）を推進する。

時間の経過により、自宅等から地区避難所又は市避難所、地区避難所から市避難所へ移動が想定されることから、各備蓄の有効活用を図るため、可能な限り自助備蓄や共助備蓄も移動先の避難所へ搬送する。

災害発生から 4 日目からは流通在庫と他自治体等からの支援物資の供給が見込まれることから、自助・共助・公助と 3 日間の備蓄を基本とする。

また、自助備蓄や共助備蓄が災害により利用不可能な場合は、隣保協同の精神で相互に融通しあうとともに、公助在庫、流通備蓄、支援物資の最大限の活用を図る。

第 1 自助備蓄の推進

災害発生から最低限 3 日（推奨 1 週間）程度の生活に必要で、個人や家族、事業者が日常的に必要な物資の備蓄を推進する。なお、自助備蓄は、総務省消防庁作成の「防災マニュアル」に記載されている物資を基本とし、各個人や各世帯等の状況に応じた適切な備蓄を呼びかける。

1 非常用持出品

非常食料、衣料品、避難用具、生活用品、医薬品、貴重品類等を非常用持出袋に入れ、玄関などの持ち出しやすい場所に準備する。

2 備蓄品

食料品、生活用品等の最低限 3 日（推奨 1 週間）程度の生活で日常的に必要な物資を備蓄する。（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

[令 6 改]

第2 共助備蓄の推進

地区住民の避難誘導や地区避難所等での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄が困難な物資の整備を推進する。なお、自主防災組織による共助備蓄の整備を促すため、市が補助を行う。

1 避難誘導に必要なもの

災害発生又は発生が見込まれる場合、避難誘導は自主防災組織が担うことから、地区の状況に応じて、避難誘導に必要と見込まれる物資の備蓄を促す。

2 地区避難所に必要なもの

地区避難所への避難を想定する自主防災組織又は町内会・自治会を対象に、地区の状況に応じて、3日間程度の地区避難所生活に最低限必要と見込まれる物資の備蓄を促す。

3 共助備蓄補助制度

災害時における自主防災組織の活動を強化するため、自主防災組織による共助備蓄の購入に対し補助金を交付する。(参照：第2章第5節第1 自主防災組織の育成・活動の推進)

第3 公助備蓄の推進

市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄及び共助備蓄が困難な物資の整備を推進する。

1 公助備蓄の内容

自宅からの持参が困難と思われる高齢者、障がい者及び乳幼児に配慮した食料及び生活必需品のほか停電時に対応するための資機材を整備する。

区分	備蓄の内容
食料	高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等
生活必需品	生理用品、毛布、非常用携帯トイレ
感染症対策品	マスク、消毒液、体温計、段ボールパーティション等
資機材	発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール

2 保管場所

公助備蓄は、防災支部又は市避難所に分散して保管する。

3 備蓄物資の有効活用

保存期間が概ね1年を切った食料等については、総合防災訓練、防災イベント等開催時に市民に配布し、防災意識の高揚を図るものとする。

4 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

[令5改]

第4 応援協定の推進

1 流通在庫品等の供給確保の推進

災害時において、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体や事業者と流通在庫品の供給応援に関する協定を推進する。

併せて、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換や情報伝達訓練の実施などにより災害時の連絡体制を確立し、流通備蓄の最大限利用による安定供給の確保に努める。

2 応援協定都市からの確保

災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している他市町村の応援により、非常用食料等を確保する。

3 県との連携による確保

県、総合支庁との連携のもと、効果的な備蓄品の充実を図るものとする。

第9節 地震災害の予防

本節は、市内全域に大きな被害をもたらす地震による被害を最小限にとどめるための計画である。

第1 基本的な考え方

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

こうした中で、地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、将来起こりうる地震被害とその影響等を可能な限り具体的かつ定量的に予測し、具体的な対策に反映させることが重要である。

については、平成14年5月8日に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した「山形盆地断層帯の評価」に基づき本市の被害を予測し、各種予防計画・応急対策計画の基礎数値とするものである。

第2 山形盆地断層帯被害想定

1 長期評価

市域には国内有数の山形盆地断層帯が存在し、平成14年5月に山形盆地断層帯に関する評価および被害想定が公表され、平成19年8月には、これまでの評価を見直した長期評価が公表されている。

【長期評価の概要】

公表時期	位置	長さ	断層のタイプ	断層の傾斜	
平成19年 8月	北部	大石田町～寒河江市	約29km	西側隆起の逆断層	西傾斜
	南部	寒河江市～上山市	約31km	西側隆起の逆断層	西傾斜
平成14年5月	大石田町～上山市	約60km	西側隆起の逆断層	西傾斜	

	地震規模	30年以内発生確率	地震後経過率 (注2)	平均活動間隔	地震によるずれ (上下成分)
		相対的評価(注1)		最新活動時期	
北部	M7.3程度	0.003～8%	0.4～1.6	約2,500～ 4,000年	2～3m程度
		S*ランク		約3,900年前以降 1,600年前以前	
南部	M7.3程度	1%	不明	2,500年程度	2～3m程度
		Aランク		不明	
全体	M7.8程度	—	—	およそ3,000年	4～5m程度

[算定基準日 令和6年1月1日]

[令6改]

注1) 国内の主な活断層における相対的な評価で、今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(注2)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

注2) 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0になる。



2 発災ケースの設定

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくるものが考えられるため、在宅の状況、積雪の有無、火気の使用状況等の条件の異なる3ケース(冬期夕方・冬期早朝・夏期昼間)を設定した。

3 被害想定項目と想定内容等

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度 最大地表速度	起震断層からの距離、 地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり 土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震 動
建物被害	家屋、事務所、店舗公 共施設など(物置・土蔵 等は除く)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険 度、構造(木造、RC 造等)、建築年次、屋 根の種類・柱の太さ・ 積雪の有無(地域ブロ ックごと)
地震火災	家庭からの出火 (一般火気器具)	出火件数、焼失棟数	建物被害、発生季節と 時刻、木造建物の密集 度、風速消防力
死傷者	建物被害による死傷 地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数(病院 で手当を受ける程度の負 傷)	建物被害、地震火災、 発生季節と時刻
り災者	家屋損壊・焼失による 自宅居住困難	自宅での居住が困難とな る人数	建物被害、地震火災、 世帯平均人口
避難所生活者	自宅居住困難による 避難	避難所に滞在する人数	り災者数、県民防災意 識アンケート調査結 果
交通機関 (道路・鉄道)	県土木部指定の緊急 輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性(長 期間(1カ月)と短期間(数 日))	地震動、液状化危険 度、津波浸水域橋りよ う、土砂災害警戒区域 等
河川・海岸構造 物	河川堤防、海岸堤防、 ため池、ダム	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険 度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市 ガス、LPガス、電気、 電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険 度、架線、埋設管の種 類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガス タンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険 度、種類ごと施設数

[令6改]

第3 山形盆地断層帯の被害想定

	発災ケース（県全体）			兵庫県 南部地震 （兵庫県）	発災ケース（山形市）		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間		冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.8			M7.2	M7.8		
震度	震度4～7			震度4～7	震度6～7		
建物全壊 (棟)	34,792 6.5%	34,792 6.5%	27,597 5.2%	92,877 4.8%	11,707 10.7%	11,707 10.7%	9,699 8.9%
建物半壊 (棟)	54,397 10.2%	54,397 10.2%	48,347 9.1%	99,829 5.2%	14,097 12.9%	14,097 12.9%	12,967 11.9%
出火（件）	397	156	38	256	129	51	14
建物焼失 (棟)	840 0.2%	297 0.1%	57 0.0%	7,119 0.4%	397 0.36%	144 0.13%	25 0.02%
死者 (人)	1,828 0.1%	2,114 0.2%	1,277 0.1%	5,480 0.1%	545 0.2%	596 0.24%	368 0.14%
負傷者 (人)	19,723 1.5%	21,887 1.7%	15,512 1.2%	34,900 0.6%	3,106 1.16%	3,296 1.32%	2,392 0.89%
全半壊建物 り災者（人）	207,814 16.2%	206,504 16.4%	175,366 13.7%	詳細不明	63,772 23.85%	63,155 25.31%	55,230 20.66%
避難所生活 者 (ピーク時： 人)	95,553 7.5%	94,688 7.5%	78,790 6.2%	320,000 5.6%	30,767 11.51%	30,360 12.17%	26,036 9.74%
上水道 断水世帯	202,444 58.1%	202,444 58.1%	199,256 57.2%	1,300,000 阪神地区	34,645 40.4%	34,645 40.4%	32,976 38.5%
都市ガス 停止世帯	50,082 72.6%	50,082 72.6%	50,082 72.6%	860,000 阪神地区	22,082 100%	22,082 100%	22,082 100%
停電世帯	114,823 31.9%	114,823 31.9%	109,352 30.4%	1,000,000 阪神地区	22,735 32.6%	22,735 32.6%	25,858 30.4%
電話不通世 帯	98,042 20.2%	98,042 20.2%	89,357 18.4%	290,000 阪神地区	31,684 26.1%	31,684 26.1%	28,749 23.7%

注) %表示は、評価対象の全数（県内全建物数、総人口、総加入世帯数）に対する被害数の割合

注) 阪神・淡路大震災の事例は、平成7年6月7日現在の数字

注) 建物棟数は住宅、事務所等であり、物置、土蔵等は含まない。

注) 死者数は、地震後しばらく経過してからの発病や過労等による震災関連死を含まない。

第4 地震情報等の伝達

1 地震情報の伝達

地震による被害を最小限にとどめるため、市及び放送機関等の防災関係機関が、気象庁から発表される地震情報を、迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。

2 地震情報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）を通じて住民に伝達される。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(2) 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※1 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※2 ※2 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

[令 6 改]

第 5 地震災害の総合対策

1 防災機関の総合協調体制

地震は、人的物的被害もさることながら、水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設の被害が甚大となり、市民生活を一時的に大混乱させることが予想される。そのため、各防災機関が総力を挙げて応急復旧にあたる必要があり、これら関係機関との密接な連絡、協調体制を確立しておくものとする。

2 地震に強い街づくり

本章第 1 節 [都市の防災化] に述べるところにより、災害に強い街づくりが都市づくりの根本であるという認識を新たにし、諸施策の推進にあたるものとする。

3 市民の自助精神の高揚

大災害時には、防災機関の応急対策が全市域に及ばない事態が十分予想される。したがって、本章第 5 節 [自主防災組織の育成] に述べる計画に基づき、自主防災組織の育成を図るとともに、市民に対して、広報や訓練等を通じて「自分の身や財産は自分で守る」という自助精神の高揚を図っていくものとする。

4 自助・共助・公助の連携

自助「自分の身は自分で守る」、共助「自分たちの地域は自分たちで守る」及び各防災機関による公助のそれぞれの役割分担や三者の連携が防災、減災を実現するためには必須である。このため平時より三者の連携体制を確立するため、災害時連絡調整会議を設置して、総合的な防災体制を確立しておくものとする。

5 「地域防災計画」の実施マニュアルの作成

地震による被害を軽減するには、結局「地域防災計画」の運用いかんにかかっている。したがって、第1章第2節「計画の運用」に述べるところにより、本計画が空論とにならないよう本市の各部課等において細部の実施マニュアルを定めておくものとする。

第6 市民への広報及び啓発

広報紙、チラシ、ビデオ放映等を利用して次の事項を市民へ広報するとともに、防災訓練及び「防災週間」の諸行事を通じて防災意識の高揚を図るものとする。

1 地震から自分の身を守るための方法

- (1) テーブル、机などの下に身をかくす。
- (2) すばやく火を始末する。
- (3) あわてて戸外に飛び出さない。
- (4) 塀ぎわや狭い路地に近寄らない。
- (5) がけ崩れ、山崩れに注意する。
- (6) デマに迷わされず、正しい情報で適切な行動をする。
- (7) 避難は徒歩で行い、持ち物は最小限とする。
- (8) 火が出たら落ち着いて初期消火を行う。

2 地震から家を守るための方法

- (1) 本箱、タンスを壁に固定する。
- (2) 額、花瓶など重いものが落ちてこないようにする。
- (3) 石油ストーブの自動消火装置を確認する。
- (4) プロパンガスボンベを倒れないようにしておく。
- (5) 消火器はいざというときに使えるようにしておく。
- (6) 家庭内の危険物（灯油、ベンジン等）を転倒、落下しないようにする。
- (7) 幼児、病人、老人の寝るところは特に安全にしておく。
- (8) 住宅の耐震性や白アリの発生等を調べておく。
- (9) ブロック塀や石垣は倒れないか調べておく。
- (10) 家のまわりのがけは大丈夫か調べておく。

3 家庭で確認しておく事項

- (1) 家の中で一番安全な場所を調べる。
- (2) それぞれの火の元を始末する人を決めておく。
- (3) 避難場所、安全な避難路を確認しておく。
- (4) 非常持ち出し品を準備しておく。
- (5) 家族の安否の連絡方法を確認しておく。
- (6) 自動車へのこまめな満タン給油
- (7) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

〔令3改〕

第 10 節 水害の予防

本節は、治山事業及び治水事業の推進を図り、水害による災害を未然に防止し、被害の拡大を防止するための計画である。

第 1 治 山

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治水・利水の調整を図りつつ、総合的に事業の計画的推進を図るものとする。

1 砂 防

崩壊地又は崩壊危険地が上流部にある荒廃溪流で、土石流発生の可能性の高い地域等の保全に重点を置き、次のとおり荒廃山地の復旧及び防止対策を推進するものとする。

(1) 土砂発生源の対策

山腹崩壊地、荒廃溪流等に対する治山施設の整備及び防災機能の高い森林の造成を図る。

(2) 流送地帯の対策

溪岸侵食の防止のため、治山ダム群の設置を図る。

(3) 堆積地帯の対策

土石流等の衝撃力を緩和させるための治山ダムの設置及び土石流等拡散防備林の造成を図る。

2 造 林

流域保全に資する水源かん養、土砂流出防備林等の保安林の指定を行い、施業の制限を行う。また、健全な森林整備を図るため、適切な保育間伐を推進する。

第 2 治 水

市街化の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その最大量も増大している。このため、中小河川や排水路が氾濫し、内水による被害を受ける地域も増加している。

したがって、これらに対処するため、河川改修事業、排水施設の改良及び下水道事業等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても浚せつ、流水障害物の除去等を行い、その機能維持に努めるものとする。

また、気候変動による影響を踏まえ、洪水氾濫による被害の軽減に資する取組として、流域全体のあらゆる関係者と協働して取り組む「流域治水」を推進する。

1 河 川

(1) 国、県の管理する河川（一、二級河川）

国土交通省及び県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請していくものとする。

(2) 市の管理する河川（準用河川、普通河川）

土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況を考慮するなど、流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じて河川改修事業を推進するものとする。

2 水路

(1) 排水事業の促進

市街地内の堰や一般排水路については、下水道（雨水）整備事業と調整を図りながら整備を推進する。

ア 市街地においては、透水性舗装や浸透柵による雨水の地下への浸透並びに駐車場、公園及び学校等の敷地を利用した雨水貯留施設等の設置を考慮し、雨水の流出抑制を図るものとする。

イ 開発が進められている市街地周辺や丘陵地域では、地形の変化に伴う雨水流出機構の変化を把握し、開発に応じた排水施設の整備、改良を行うとともに調整池の設置やため池等の活用により、雨水流出量を調整するものとする。

(2) 水路の管理

河川環境の整備を推進するとともに、市街地を流れる水路については、維持用水の確保等適正な管理に努め、雨水排除施設及び防火用施設等として、多目的な活用を図るものとする。

3 ため池

(1) ため池の管理

農林部農村整備課は、ため池の所有者、管理者に対して、つねに災害対策の啓発指導にあたり、ため池の安全管理体制の充実を図るものとする。

また、大雨が予想されるときは、事前に放水し、ため池の水位を下げ、災害の予防に努めるよう管理者に連絡、指導するものとする。

(2) 整備事業の推進

老朽化の著しいため池や、欠陥ため池の実態を把握し、改修整備等を必要とするものについては、決壊、漏水等による災害を防止するため、補強改修工事を推進していくものとする。

(3) ため池ハザードマップの周知

決壊した場合下流域に影響を及ぼす恐れのあるため池については、ため池ハザードマップをホームページで公開する等多様な手段により住民への周知を徹底する。

4 蔵王ダム

蔵王ダムは、洪水調節、かんがい用水補給及び上水道供給を行うために建設された多目的ダムであり、本市の水害予防等にとって重要な役割を持つ施設である。

(1) ダムの概要

蔵王ダムは、葉の木沢川合流点直下に建設され、高さ66m、堤頂長273.8m、堤体積276,000 m^3 、総貯水量は7,300,000 m^3 である。ダムサイトの地質は、主に花崗閃緑岩及び変朽安山岩であり、谷巾も広いため、ダムの型式は、中空重力式を採用している。

(2) 洪水警戒体制

県村山総合支庁山形統合ダム管理課長は、山形地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表されたとき、又は、その他洪水が予想されるときは、「山形県蔵王ダム操作規則」に基づき、次の洪水警戒体制をとる。

ア 市及び山形地方気象台、その他関係機関との連絡を密にし、気象及び水象に関する観測を行い、情報の収集にあたる。

イ 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測し、洪水調節計画をたてる。なお、非洪水期間（11月1日から翌年の6月22日）にあつては、予備放流水位を定める。

ウ ダムによって貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しい変化を生じ、危害が発生するおそれがあると認めるときは、関係機関に通知するとともに、市民に周知させるため必要な措置をとる。

(3) 治水

洪水期間は、6月23日から10月31日までとし、この期間は、制限水位を設け、計画高水量385 m^3/s を100 m^3/s （計画放流量）に調節して放流する。

(4) 農業用水

かんがい期間は、5月16日から9月1日までとする。この期間は、利水容量5,200,000 m^3 を農業用水として、上水道と共に利用する。

(5) 上水道

上水道用水は、年間を通して1日30,000 m^3 を取水し、市内に給水している。

第 1 1 節 風害の予防

本節は、台風及び突風による建築物、農作物等の被害の予防をすすめるための計画である。

第 1 広報計画

台風シーズンに合わせて、広報紙の利用及び報道機関の協力により風害予防対策の実施を市民へ広報する。特に、次の事項を重点に周知の徹底を図るものとする。

- 1 煙突、看板、テレビのアンテナ等をしっかり固定する。
- 2 樹木は余分な枝を切り払い、倒れないようにする。
- 3 窓や戸を点検し、すき間がないように補修する。
- 4 ベランダにある植木鉢等は、下に落ちないように他へ移す。
- 5 台風が近づいたらラジオ、テレビの気象情報に注意する。
- 6 台風がきたらむやみに外へ出ないようにする。出るときはヘルメット等をかぶるようにする。
- 7 懐中電灯、トランジスターラジオ、大工道具、雨ガッパ等を確認し、早めに準備する。

第 2 屋外広告物等対策

台風シーズン前に、市内幹線道路の周辺におけるビル等の老朽化した看板や取付け不十分な広告物を調査し、風による落下防止の改善指導を行う。また、建築付属物調査に合わせて3階以上の建築物における水槽、煙突、窓ガラス、ウインド型クーラー等についても調査を実施し、危険な状態にある施設については改善指導を行うものとする。

第 3 街路樹対策

台風シーズンの前に、街路樹のせん定を実施し強風による被害を防止するとともに台風の襲来時にはパトロール車による巡回監視を強化し、枝折れ、倒木等について応急措置を行うものとする。

第 4 農作物対策

農作物を風害等から守るために、山形県村山総合支庁及び農業協同組合と協力して、日頃より農業者に対して次の防止対策を指導する。

1 水 稲

- (1) 生育前期においては深水とし、風雨による稲の倒伏を防止する。
- (2) 出穂前から登熟期には深水かんがいをを行い、白穂や葉枯の防止を図る。
- (3) 冠水した場合は、葉の先端が少しでも早く水面上にできるように排水に務め、減水時に水洗等を行い被害の軽減に努める。
- (4) 退水後は病害虫が異常発生することがあるので、病害虫の発生を監視し、防除を徹底する。

[平 2 7 改]

2 果 樹

- (1) 風上に防風ネットを設ける。
- (2) 果樹棚では張線の状態を点検し、ゆるんでいるところは補強しておく。
- (3) 樹体に丈夫な支柱を立てて倒伏を防ぐ。

3 野 菜

- (1) ビニールハウスはマイカー線を強く張り、破れ穴や風の入るすき間を防ぐ。
- (2) トンネル栽培は、すそから風がはいらないように土を寄せる。
- (3) 支柱栽培の野菜は、倒れないように支柱を補強する。

第 1 2 節 土砂災害の予防

本節は、地すべり、がけ崩れ、山崩れ及び土石流による土砂災害を防止するために必要な予防対策をすすめるための計画である。

第 1 土砂災害危険区域等

1 土砂災害危険区域等の指定

地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）等の法指定区域及び土砂災害により人的被害発生のおそれのある区域として指定する本市の土砂災害危険区域は、次のとおりとする。

なお、土砂災害危険区域の指定にあたっては、現地調査と防災関係機関の意見に基づいて決定するものとする。

(1) 土砂災害危険区域

- ア 地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域（以下「地すべり防止区域」という。）の全ての区域
- イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）の全ての区域
- ウ 建築基準法及び山形県建築基準条例に基づく災害危険区域の全ての区域
- エ 砂防法に基づき指定された砂防指定地（以下「砂防指定地」という。）及び森林法に基づく保安林等（以下「保安林等」という。）に指定された区域のうち、人的被害発生のおそれのある区域
- オ 国土交通省が一斉点検調査により把握している土石流危険区域、地すべり危険区域及び急傾斜地危険区域並びに農林水産省が一斉点検により把握している山腹崩壊危険区域、地すべり危険区域及び崩壊土砂流出危険区域のうち、人的被害発生のおそれのある区域
- カ 上記のアからオまでの区域以外の区域のうち、土砂災害により人的被害のおそれのある区域

(2) 土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

2 山地災害危険地区

山地災害危険地区調査要領に基づき、国及び県が調査、判定したもので山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれのある地区や災害が発生した地区。

第 2 予防対策

1 保全事業

(1) 土砂災害危険区域

- ア 地すべりによる土砂災害を予防するため、地すべり防止区域内において、地すべりに
〔令元改〕

よる災害の発生を助長するような有害な行為を規制し、地すべり防止工事の推進を図るものとする。

イ がけ崩れ、山崩れによる土砂災害を予防するため、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林等に指定された区域における有害な行為を規制し、崩壊防止工事の推進を図るものとする。

ウ 土石流による土砂災害を予防するため、砂防指定地内において、有害な行為を規制し、大雨等により崩壊を生ずるおそれのある危険溪流については、ダム工、床固工等所要の防止工事の推進を図るものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等

地すべり、がけ崩れ及び土石流による土砂災害を予防するため、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害特別警戒区域」という。）内において、有害な行為を規制する。

2 住宅移転の促進

(1) 土砂災害危険区域からの住宅移転

土砂災害危険区域内から土砂災害危険区域外に移転しようとする者に対して、「山形市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程」に基づき補助金を交付して、土砂災害危険区域からの住宅移転を促進するものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域からの住宅移転

土砂災害特別警戒区域から土砂災害特別警戒区域外に移転しようとする者に対して、「山形市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程」に基づき補助金を交付して、土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進するものとする。

3 土砂災害の警戒、防止措置

(1) 予防措置の指導

土砂災害危険区域等の土地所有者、管理者及び占有者に対して、その安全な維持管理に努めさせるとともに、災害防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置、その他必要な措置をとるよう指導するものとする。

(2) 土砂災害危険区域等の警戒、巡視

土砂災害の未然防止を図るため、梅雨（集中豪雨）期、防災週間、台風期及び融雪期等を中心に、防災関係機関の協力を得て、合同で危険区域の調査、警戒及び巡視を実施するものとする。

(3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害防止法第8条第1項及び第2項に基づく警戒避難体制について本計画に定め、同法第8条第3項に基づくハザードマップを作成し地域住民に周知する。作成にあたっては、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域住民と協議する。

(4) 山地災害危険区域の周知

山地災害危険地区については、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

〔令元改〕

4 危険な盛土等への対応

点検等により危険が確認された盛土等について、各法令に基づき速やかに是正指導を行うものとする。

第 1 3 節 雪害の予防

本節は、市と市民が一体となって取り組むことにより、豪雪による被害を最小限に抑制し、市民の安全・安心を確保するための計画である。

第 1 克雪対策

克雪対策については、別途市長が定める克雪対策に関する計画に基づき実施するものとする。なお、同計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 豪雪対策本部に関する事項
- 2 道路の除排雪に関する事項
- 3 排雪場に関する事項
- 4 要配慮者その他の地域の市民に対する支援に関する事項
- 5 克雪対策の周知及び市民意識の啓発に関する事項
- 6 その他市長が必要と認める事項

第 2 雪崩、融雪災害対策

1 雪崩災害対策

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

雪崩危険箇所については、防災関係機関等による定期的な巡視を実施し、警戒にあたるものとする。道路に被害を与える危険箇所については、防止林の植林、雪庇の除去等により防止対策を図るものとする。

(2) 住民等への雪崩情報等の周知

ア 発生の予想が困難な表層雪崩については、住民に対し、広報紙等により雪崩の知識の普及及び注意の喚起を図るものとする。

イ 気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起するものとする。

ウ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の指示を行うものとし、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じるものとする。

2 融雪災害対策

気象状況等により雪崩、河川の増水等の融雪災害の発生が予想される場合には、関係機関による巡回警らを実施し、相互に密接な連絡を取りながら融雪災害の防止にあたるものとする。

[令元改]

第3 道路施設の交通確保対策

豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、県、市及び高速道路事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪に対しては、県、市及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

〔令元追〕

第 1 4 節 火山災害の予防

本節は、蔵王山が噴火し、又はそのおそれがある場合において、市民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するために必要な予防対策をすすめるための計画である。

第 1 火山災害対策の基本的考え方

1 基本的な考え方

国、県、市及び防災関係機関は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき、火山防災協議会の協議を踏まえ、対策を推進する。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、市は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が不可欠となることから、日頃より、国、県、市、防災関係機関、公共機関、火山専門家等が協力して、警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

国、県及び市は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。

2 計画対象火山と予想される被害

火山噴火予知連絡会は、平成 1 5 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義した。市内では蔵王山が活火山と定義されている。

また、火山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は、次のとおりである。

〔令元改〕

火山活動に伴い予想される現象及び被害一覧表

火山活動	概 要
大きな噴石	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる概ね20～30センチメートル以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。</p> <p>また、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。被害は火口周辺の概ね2～4キロメートル以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。</p>
火砕流（火砕サージを含む）	<p>高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速百キロメートル以上、温度は数百度にも達することもあり、破壊力が大きく重要な災害要因となりえる。</p> <p>火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。）</p>
融雪型火山泥流	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速数十キロメートルに達することもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</p>
降灰後の土石流	<p>火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。</p>
小さな噴石・降灰	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2ミリメートル以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2ミリメートル未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から10キロメートル以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内に退避すること等で小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十キロメートルから数百キロメートル以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>

〔令6改〕

3 火山災害警戒地域の指定

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定しており、本市は、蔵王山に係る警戒地域に指定されている。

【蔵王山に係る警戒区域に指定されている市町】

山形県：山形市、上山市

宮城県：蔵王町、七ヶ宿町、川崎町

第2 火山情報等の発表及び伝達

1 火山情報等の内容及び発表

仙台管区気象台は、火山現象等の観測結果及び関係機関等から通報された異常現象を検討して、必要に応じて火山現象に関する予報・警報及び情報を発表し、山形地方気象台はそれを伝達する。

(1) 噴火警報・噴火予報

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して発表するもの

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

イ 噴火予報

予想される火山現象の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表するもの。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と「防災機関や住民等のとるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標であり、噴火警報及び噴火予報に付して発表する。

蔵王山噴火警戒レベル表（噴火警報及び噴火予報の種類）

種別	名称	対象範囲	レベル（キード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している 噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある 【過去事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1821年の噴火 鳴動、御釜沸騰・湖水氾濫、河川増水 1867年の噴火 御釜沸騰、洪水で死者3名 1895～96年の噴火 噴石、火砕サージ、御釜の湖水氾濫、洪水
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される 【過去事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1939～1943年の活動及び1940年の噴火 御釜の変色、湯気、水温上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口から居住地近くまでの範囲への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難等が必要）	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される 融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生 【過去事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1918年の活動 御釜で白濁及びガス噴出、地震 1923年の活動 御釜からガス噴出
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1949年の活動 丸山沢の噴気活発化 1966年の活動 振子沢で噴気発生、温泉噴出 2015年の活動 御釜周辺で火山性地震の増加、地殻変動
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

注1) 御釜由来の泥流とは、噴火に伴い御釜の水が溢れ出ることや火口壁が崩壊することによって発生する現象。火口地下から直接噴出する水が熱泥流となって流下する可能性もある。

注2) 火口は、御釜を含む馬の背カルデラ内のいずれかに想定される。

注3) 特定地域とは、濁川上流域の民間施設を指す。噴石、火砕流、融雪型火山泥流、御釜由来の泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある地域では、早期避難等が必要。

[令6改]

(2) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

ウ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるなど判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

（ア）噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。

（イ）18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

（ア）噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

（イ）噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

[令3改]

ウ 降灰予報（詳細）

（ア）噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

（イ）噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

(5) 火山ガス予報

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

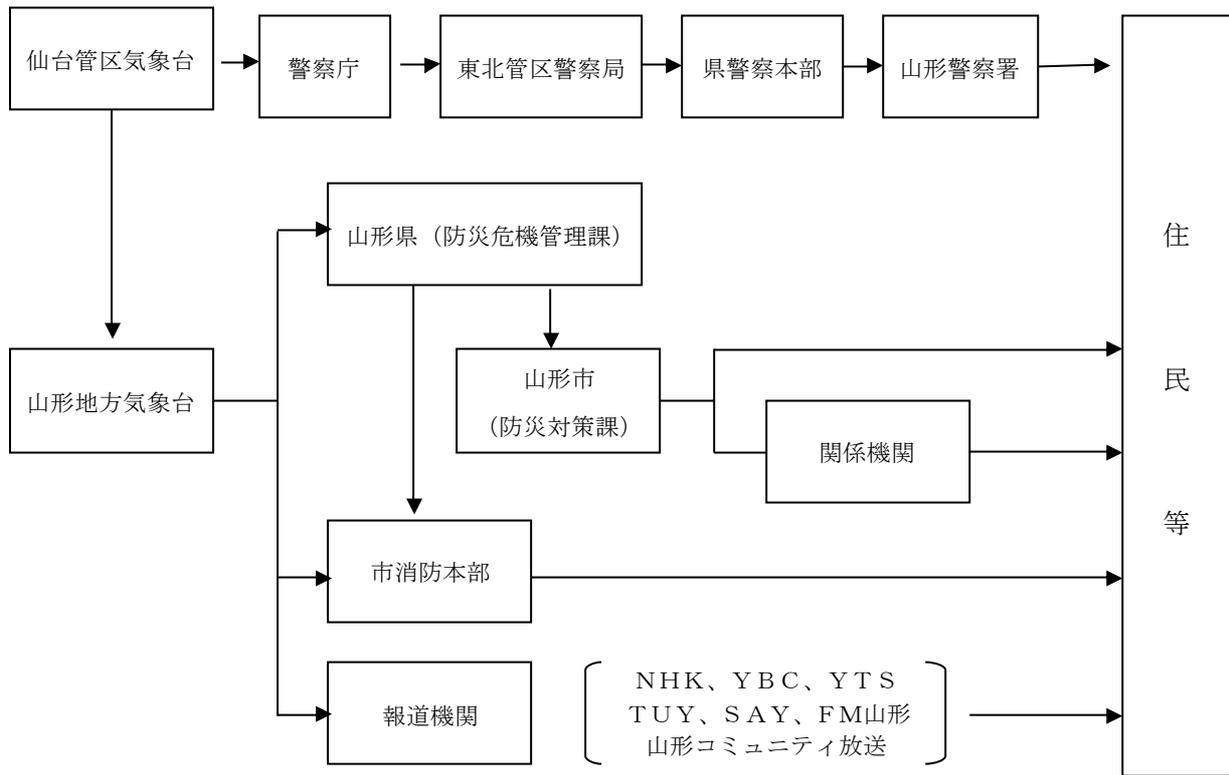
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

2 噴火警報、噴火予報等の伝達

市、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を緊急速報メール等により、住民、登山者、観光客等への伝達に努める。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者、観光客等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む。）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。

[令3改]



3 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達

異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達については、次により行うものとする。

(1) 異常な火山現象の伝達

ア 発見者の通報

異常な火山現象を発見した者は、口頭、電話、その他迅速な方法により、直ちに市その他関係機関へ通報するものとする。

イ 防災関係機関相互の通報

市その他関係機関は、異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方气象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方气象台は、仙台管区气象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町村及び消防機関等との連絡体制を強化する。

(2) 異常な火山現象の種類

通報を要する異常な火山現象とは、概ね次のものをいう。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等

イ 火山地域での火映、鳴動の発生

ウ 火山地域での地震の多発

エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

[令3改]

カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

第3 蔵王山火山防災協議会の設置

市は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、蔵王山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、宮城県、山形県、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町及び上山市と共同で蔵王山火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な者を加える。

協議会は、主に次の事項について協議を行う。

- 1 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること。
- 2 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。
- 3 火山現象の影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。
- 4 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。
- 5 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「避難計画」に関すること。
- 6 住民、登山者及び観光客等に対する情報提供に関すること
- 7 県防災会議が活動火山対策特別措置法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- 8 市町村防災会議が活動火山対策特別措置法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- 9 防災訓練に関すること。
- 10 火山防災意識の啓発に関すること。
- 11 その他必要と認められること。

第4 火山防災マップの作成及び周知

市は、県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者、観光客等に周知する。

第5 噴火予報の発表に伴う措置

市は、蔵王山について、噴火予報が発表されており、活火山であることに留意する必要があることを踏まえ、蔵王山火山防災協議会の決定事項等に基づき、火山活動の状況の周知等必要な措置を講ずるものとする。

第6 警戒避難体制の整備

1 避難体制の整備

- (1) 市は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。
- (2) 市は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (5) 県及び市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努める。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討し、登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

2 関係施設の整備

(1) 情報伝達のための施設

市は、県等と協力し、登山者及び観光客等への情報伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、観光団体や索道事業者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

(2) 緊急退避のための施設

県及び市は、火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕等の必要性について検討を行うとともに、必要に応じて退避壕等の整備を推進する。

第7 防災知識の普及

1 住民に対する防災知識の普及

市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、火山防災の日の機会も活用しながら防災知識の普及に努める。

2 登山者等に対する防災知識の普及

県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して火山防災の日の機会も活用しながら防災知識の普及を図る。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

[令6改]

第 8 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成

1 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第 6 条第 5 項に基づく避難促進施設の指定範囲は、「御釜中心から概ね 3.5 km 以内の区域」、「降灰後の土石流警戒区域」及び「融雪型火山泥流避難区域」とし、区域内にある、活動火山対策特別措置法施行令第 1 条に定められている施設で、火山災害発生時、施設利用者の避難を円滑かつ迅速に確保しなければならない施設の名称及び所在地について本計画に定める。

2 避難確保計画の策定

本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市に報告する。

また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

3 施設への支援

市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について必要な支援を行う。

第 15 節 地盤沈下の予防

地盤沈下は、地震や集中豪雨等の災害に際して、二次災害を引き起こすおそれがある。本節は、地盤沈下による災害を防止するための計画である。

第 1 地盤沈下の概況

1 地盤沈下の原因

地盤沈下の原因は、降水量や軟弱地盤等に起因する自然的要因と地下水の地域的、季節的な過剰揚水や都市化に伴う地下水かん養量の減少等の人為的要因があげられ、なかでも、地下水の過剰揚水が大きく影響する。地下水の片寄った過剰揚水は、帯水層の水圧を低下させ、さらには帯水層を挟んでいる上下の軟弱地層で構成されている不透水層の間隙水圧を下げ、その結果、軟弱地層に圧密収縮が生じ、地盤沈下となって現れるものである。

2 地盤沈下の状況

本市の地盤沈下は、昭和 42 年頃から確認され、市北西部の農用地を中心に四方に拡大し、昭和 50 年の調査地点における平均沈下量は 46 mm であったが、昭和 51 年に制定された「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、地下水の適正な利用が推進されたこと等により、その後の沈下量は徐々に低下し、現在の年間平均沈下量は 5 mm 程度で推移しており、沈静化傾向にある。

第 2 地盤沈下監視調査及び被害状況

1 地盤沈下調査

(1) 地盤沈下水準測量

昭和 49 年から地盤沈下の実態を把握するため、国土地理院の水準測量実施法に基づき大岡山西山麓に仮不動点を設け、毎年 1 月 1 日を基準として市北西部地域の 54 地点について、2 級水準測量〔許容環閉合差 $5\text{ mm}\sqrt{s}$ (距離)] を実施している。

(2) 観測井による地下水位、地盤沈下観測

地盤沈下現象が何に起因するのか、地層の深さにおいてどの地層で収縮するのか、地下水位との関連などを把握するため、馬見ヶ崎川扇状地の扇頂部、扇中部及び地盤沈下が著しい地域の低地部等、それぞれの地域を代表する 8 地点を選定し、10 本の観測井で実施している。各観測井には、自記水位計及び自記地盤沈下計が設置されている。

2 地盤沈下による被害の実態

現状では、市民生活に多大の影響を与えるような被害は見られないが、昭和 57～58 年に行われた「山形盆地における地盤沈下調査報告」によると、次のような被害が確認されている。

(1) 井戸の抜け上がり、吐出管の亀裂及び送付管の接続部破損

(2) 土間の傾斜及び陥没、基礎の浮き上がり及び亀裂、土台のゆがみ

(3) 上下水道、ガス管の接続部破損等及び電気通信線の切断

[平 28 改]

- (4) 道路、橋りょうの端部での段差発生、道路、堤防の沈下及び破損、農業用水堰及び水門等の破損
- (5) 住宅内のたてつけの悪化、間隙の発生、構造材の亀裂及び壁材の剥離等、浄化槽の傾斜及び亀裂、墓石、石灯籠のゆがみ
- (6) 農業用排水路、下水道の勾配不適化による農地の湿地化及び湛水深の増大等

第3 地盤沈下防止対策

地盤沈下を防止するためには、かん養量以上の地下水揚水をしないことが重要であるが、特に、地下水は流動速度がきわめて遅いため、一旦不足をきたした地下水を元どおりに回復するには長い年月を必要とする。

地盤沈下、地下水位の低下等の地下水障害を防止するため、県では「地下水採取の適正化に関する条例」に基づき、昭和51年4月から揚水機の吐出口断面積52cm²（口径80mm相当）を超える井戸の新設を禁止している。

本市では、県条例をさらに補完し、地下水かん養量の計画的増大と地下水の適正揚水を徹底させるため、「山形市地盤沈下防止及び地下水適正利用に関する行政指針」（昭和60年4月）を定め、次の防止対策の推進を図ることとしている。

1 地下水かん養

馬見ヶ崎川扇状地では、表土から比較的浅いところに浸透性の高い砂礫層が存在する。こうした自然特性を生かし、都市洪水の防止と雨水等の浸透を推進する。

- (1) 公共施設、一般建造物の屋根に降る雨の浸透施設の設置
- (2) 公共施設用地内の被覆化の抑制
- (3) 遊水、浸透機能を有する公園の建設並びに歩道、水路等の浸透構造化及び工法の検討
- (4) 地下水人工かん養施設の建設

2 水源かん養保安林の保全拡張と造林による流水の確保の推進

3 下水道整備による地下水汚染の防止と有害物質を含む汚水等の地下浸透の禁止による地下水の水質保全

4 建設工事の施工に伴う湧水による地盤沈下防止のための止水工法の検討及び指導

5 水道給水区域の拡大と地下水に替わる水源の確保の推進

6 地下水の適正利用

山形地域地下水採取適正化計画に規定する「適正水位及び採取量基準・揚水機の吐出口断面積基準」（別表）の遵守による地下水の合理的利用を推進する。

- (1) 地域的過剰揚水を防止するための適正採取を指導する。
- (2) 地下水採取者の量水器設置と揚水量の記録保管を推進する。
- (3) 適正な地下水利用を図るため、業種別、用途別の地下水利用原単位の把握と節水意識の啓蒙を図る。
- (4) 工業用水、ビル用水(冷房用水)等の循環利用と節水型設備の導入及び生活関連用水の上水道への転換を図る。
- (5) 地下水を消雪用水に利用する場合は、無散水方式を原則とする。

[平27改]

(6) 養殖用池及び噴水用水に利用する場合は、循環利用を図るとともに、補給水量の削減に努める。

7 その他、地下水位観測、水質調査及び地盤変動等の監視調査の強化

別表

1 適正な地下水の水位及び採取量の基準

	観測井の名称	適正な基準	
		地下水の水位 (静水位)	採取量
扇頂部	山形盆地4号井 (山形市松波二丁目)	6～7m	700万m ³ /年
扇中部	山形盆地3号井 (山形市本町一丁目)	30～35m	
扇端部	山形盆地1号井 (山形市飯塚町)	3～6m	1,800万m ³ /年
	山形盆地5号井 (山形市今塚)	2m	1,800万m ³ /年

2 揚水機の吐出口の断面積の基準

52cm²以下(口径80mm)

第 16 節 火災の予防

火災から人命及び財産を守るには、市民 1 人ひとりが出火を防止し、初期消火に努めるとともに、火災の拡大防止を図ることが必要である。本節は、消防機関及び関係機関の総力により火災予防の万全を図るための計画である。

なお、火災予防のため必要とする消防組織の強化・育成、消防車両・資機材の充実については、「山形市消防計画」に基づき、十分な対応を行うものとする。

第 1 防火思想の啓発普及

1 広 報

春秋の火災予防週間、年末年始特別火災警戒期間及び気象状況等により火災の延焼拡大等の危険が予想される場合は、警火心の喚起を図るため、広報紙、新聞、テレビラジオ及び広報車等による防火広報を積極的に実施するものとする。

2 消防三大スローガンの推進

次のスローガンによる火災予防運動を展開し、一層の防火思想の啓発普及を図るものとする。

- (1) 午後 9 時は消防の時刻
- (2) 歩行禁煙
- (3) 1 戸に 1 個の消火器の設置

3 防火教室の開催

防火講話、防火写真会並びに初期消火、早期通報の実技訓練等の防火教室を開催し防火思想の啓発普及を推進するものとする。

- (1) 保育園、幼稚園、学校、町内会等のあらゆる団体を対象に防火教室を開催し、防火知識の啓発普及に努めるものとする。
- (2) 学校、事業所等で実施する消防訓練に参加して、指導及び助言を行う。

4 住宅用火災警報器の普及広報

一般住宅等の防火訪問、単身高齢者世帯防火診断、各種訓練指導を通して、一般住宅等に対する住宅用火災警報器の普及広報に努める。

第 2 建築物の確認申請時の防火指導

消防法第 7 条の規定による建築物の確認申請時の同意事務は、火災予防の万全を図るため、建築物が具備すべき防火設備等について審査、指導を行うものである。

したがって、その執行に当たっては、建築主事と緊密な連絡を取りながら、建築構造、消防用設備等について適切な審査、指導を行うものとする。

第 3 防火対象物点検報告制度による法令基準の適合確保

消防法第 8 条の 2 の 2 の規定に基づき、一定規模、用途の防火対象物の管理権原者に対して、

火災の予防に関する専門知識を有する者に、火災予防上必要な事項について定期的に点検させることにより、管理権原者による防火対象物の管理を技術的な観点から支援させ、消防法令による基準の適合確保の推進を図るものとする。

第4 火災予防査察の強化

政令で定める大規模な小売店舗、旅館、病院、映画館、工場等の事業所並びに一般住宅等の実態を把握するとともに、火災危険要因等を排除するため、消防法に基づき火災予防査察を実施する。

1 事業所等の立入検査の指針

- (1) 消防用設備等の設置、維持管理の点検及び報告制度の徹底
- (2) 燃えない環境づくりの推進
- (3) 避難路の確保
- (4) 死傷発生防止対策の徹底
- (5) 自主防火管理体制の確立
- (6) 自衛消防組織による消防訓練の定期的実施の指導
- (7) 法令違反事業所に対する強い行政措置

2 一般住宅等の立入検査の指針

- (1) 火気使用器具類の取扱いの指導
- (2) 火災危険要因の排除
- (3) 消火器具設置の推進と取扱いの指導
- (4) 単身高齢者等社会的弱者の実態の把握及び死傷発生防止対策の推進
- (5) 火気使用機会の多い家庭婦人に対する防火指導の強化
- (6) 住宅用火災警報器の設置指導

第5 火災危険区域の火災予防

木造建築物密集地域、又は危険物貯蔵施設、可燃性ガス類の貯蔵施設その他これらに類する施設等が数多く存在し、出火時の延焼拡大の危険性が予想される区域については、別に定める設定基準に従って火災危険区域に指定するものとする。この区域については、効果的な火災防御計画の策定と併せて火災予防立入検査を実施して、出火防止の徹底を図るものとする。

第6 防火管理者講習会

政令で定める大規模な小売店舗、旅館、病院、映画館、工場等の事業所の管理者等に対し、防火管理に関する高度な知識技能を習得させるために、次の講習会を開催し、火災による死傷発生防止対策を徹底させるとともに、事業所の消防計画に基づく自衛消防訓練の定期的な実施を強く指導して、防火管理体制の充実を図るものとする。

- 1 資格習得講習会 年1回以上
- 2 甲種防火管理者再講習 随時

[令3改]

第7 林野火災予防

林野火災を未然に防止するため、関係機関及び各種民間団体等と連絡会議を開催するとともに、報道機関、学校、町内会、自主防災会、女性防火クラブ、普通共有林野管理人及び看守人、市有林管守人等の協力を得て次の事業等を実施するものとする。

- 1 入山者、林野周辺住民、林業関係者等の防火意識の醸成
- 2 山林火災警戒期の監視パトロールの強化
- 3 山火事防止啓発用旗の設置
- 4 山火事防止標識板の取付け
- 5 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等による山火事防止の広報
- 6 林野火災消火用の資器材の整備

第 1 7 節 危険物施設等災害の予防

本節は、危険物、都市ガス、L P ガス、その他可燃性ガス及び火薬類貯蔵取扱施設からの火災、爆発、流出等の災害を未然に防止するための計画である。

第 1 危険物施設災害予防対策

1 危険物施設の災害予防

危険物施設等からの火災、爆発及び流出等による事故は、人命及び周辺地域等に与える危険性が大きいと見られるため、立入検査を行い徹底した安全管理の指導並びに法令に基づく規制を遵守させ、次のとおり災害防止の万全を図るものとする。

- (1) 製造所、貯蔵所、取扱所の位置及び構造の把握
- (2) 危険物施設等の維持管理の適正化
- (3) 危険物施設の定期点検の指導強化
- (4) 危険物取扱者その他関係者の保安管理の指導教育
- (5) 危険物施設等災害に関する応急資機材等の整備
- (6) 自主防災組織の樹立と防災訓練の推進

2 危険物の運搬、移送時の災害予防

移動タンク貯蔵所等の立入検査を実施し、法令厳守の指導を強化して、危険物の搬送、移送時における火災、爆発、流出等の災害防止を図るものとする。

3 危険物施設の安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第 2 都市ガス等災害予防対策

都市ガス、L P ガス及びその他可燃性ガスの設置等の届出により実態を把握し、施設の立入検査を行い、保安責任者その他の関係者に対し、取扱い等における安全確保並びに施設の保守管理と自主防災体制の確立を図るものとする。

第 3 火薬類の災害予防対策

火薬類による火災、爆発等の災害予防のために、火薬類取扱施設等の実態を把握し必要に応じて施設の立入検査を実施して、保安責任者その他の関係者に対して、火薬類の貯蔵、販売等の取扱いについて、保安管理の徹底並びに自主防災体制の推進を図るものとする。

第 18 節 水道施設の防災

本節は、水道施設を災害から守り、被害を最小限にとどめるための計画である。

第 1 施設の耐震化

新たに施設を建設する場合は、各種の耐震設備を設置し、既存施設についても部分的な改良を行い、次のとおり各施設の耐震化を図るものとする。

- 1 浄水場
施設及び建物の耐震性強化を図る。
- 2 配水場
緊急遮断弁及び配水池流出入管に伸縮可とう管を設置する。
- 3 配水管
耐震継手管の計画的な埋設を図る。
- 4 給水装置
給水管種、継手の改良を図る。

第 2 施設の集中管理

各施設が広域にわたり増設されているため、災害時においても迅速かつ適切な対応ができるよう遠方監視装置を導入して集中管理を行い、各施設の有機的な連絡と異常事態の早期発見を図るものとする。

第 3 各水系間の連絡通水体制の確保

災害による断水の被害を最小限に食い止めるために、見崎系、松原系及び県水系の 3 水源系統を幹線配管で結び、緊急時において相互連絡通水が可能となるように管路網の整備を行うものとする。

第 4 図面の整備

応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、次の図面の整備、拡充を図るものとする。

- 1 主要施設の各種図面
- 2 管種別配水管平面図
- 3 水源別配水系統図
- 4 臨時給水所設定図

第 5 災害用緊急貯水槽の整備

災害時における飲料水を確保するために、市内 28 箇所において拠点給水所を開設するため、災害用貯水槽の整備を行う。

[令 3 改]

第 19 節 下水道施設の防災

本節は、下水道施設の被害を災害から予防するための計画である。

第 1 施設の耐震化

1 管 渠

汚水管渠については、以前はヒューム管を基準としていたが、現在は耐震性や軽量化を図り、主に耐腐食性・柔軟性・水密性の高い下水道用硬質塩化ビニール管を使用し、マンホールとの接続部には可とう継手を使用するものとする。

雨水管渠については、耐震性のある既製品のボックスカルバートを使用し、接続部には耐震性継手を使用するものとする。

2 処理施設

処理施設の耐震化を進め、減災に努めるものとする。

第 2 浄化センターの防災計画

1 管理体制

浄化センターの運転管理は、24時間監視体制で、事故防止及び被害の早期発見に対処している。また、気象注意報及び警報の発令時には、別に定める配備計画により水量の異常増加、停電等に対し施設の機能確保に努めるものとする。

2 設備の防災

建物及び高架設備については、落雷事故防止のため避雷針設置の徹底を図っているが、停電に備えて非常用発電機も設置している。ケーブル、配管等については、破損防止及び早期復旧のため、地下埋設から管廊内設置に切り替えるものとする。

第20節 道路・橋りょうの防災

本節は、道路・橋りょう施設の被害を災害から予防するための計画である。

第1 道路の安全性の向上

災害時において道路は、避難路、救急救助用道路、救援物資輸送路及び防火遮断帯等重要で多目的な用途をもっている。したがって、災害時における啓開路線の指定をすすめるとともに、次により道路の安全性の向上を図るものとする。

- 1 地盤、地質状態に基づいて道路の舗装をすすめ、路面の強化を図る。
- 2 側溝、街路灯、防護柵、その他の付帯施設については、定期的な巡視点検を実施し危険性があるものは補修改善を図る。
- 3 電柱、看板等の路上占用物件の状況を調査し、危険性の高いものは倒壊防止の措置を図るよう指導し、通行の障害となる集・堆積物は撤去させるものとする。

第2 橋りょうの安全性の向上

橋りょうは、倒壊した場合において大きな障害物となるので、この市が管理する橋りょうについては、次により安全性の向上を図るとともに、その他の橋りょうについては、必要に応じ、それぞれの管理者に十分な点検など必要な安全性の向上を図るよう要請するものとする。

- 1 橋りょうの安全性を調査し、危険なものについては補修等の整備を図る。
- 2 幹線(緊急輸送ルート)における橋りょうについては、落橋防止装置の整備等安全性の向上を図る。
- 3 水害時に支障となるようなけたの低い橋りょうについては、かさあげ、架け替え等の整備を図る。
- 4 橋りょうの欄干の低いものや間隔の広いものは、地震時に転落等の危険があるので改修を図る。

第 2 1 節 建築物等の被害予防

本節は、建築物及び附属施設物について、災害による被害を予防するための計画である。

第 1 建築物防災知識の普及

1 建築物防災週間の実施

市民に対し、建築物の防災知識の普及及び防災関係法令や制度の周知を図るために実施するものとする。

2 建築物防災知識の啓発

特殊建築物の管理者にパンフレットを配布するとともに、その他の建築物の管理者には広報紙等を利用して建築物防災知識の啓発を図るものとする。

第 2 耐火・耐震建築物の促進

1 公共建築物

公共建築物は、避難所等防災上重要な施設となるので、今後建設されるものについては耐火・耐震性の高い設計とし、既存建築物についても見直しを行い、耐火・耐震性を高めるように改善を図るものとする。公共建築物の中にある本棚等の家具什器類については、各管理者が転倒防止の措置を講じておくものとする。

また、防災活動の拠点となる公共建築物については、耐震診断、耐震改修を計画的、効果的に推進するものとする。

2 民間の建築物の耐火等の促進

都市計画関係法令、建築関係法令等による行政指導を通して、民間の建築物の耐火性能の向上を図るものとする。

3 民間の建築物の耐震化の促進

(1) 耐震診断、改修に関する啓発、相談窓口の設置を通して民間の建築物の耐震化の促進を図るものとする。

(2) ブロック塀等の倒壊防止に関する指導を行うものとする。

(3) 建築附属物の工作物等の落下防止に関する指導を行うものとする。

4 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物の把握

まちづくり政策部建築指導課は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物の把握をするために台帳を整備するものとする。

第 3 特殊建築物の防災指導

1 特殊建築物の把握

まちづくり政策部建築指導課は、不特定多数者の出入りする特殊建築物を把握するために、特殊建築物防災台帳を整備するものとする。

2 防災査察の実施

[令 3 改]

建築物防災週間のほか、必要に応じて特殊建築物の防災査察を実施し、防災の重要性を認識させ、安全性の高い建築物へ改修するように指導を行う。不適格建築物の場合は、改善指示を行い、同指示に基づく改善計画書を提出させて改善完了まで強く指導するものとする。

第4 定期報告制度に基づく指導

建築基準法第12条に基づく建築物等の維持管理に関する報告に対し、適切な維持保全を確保するための指導・助言を行うものとする。

第5 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、平常時より状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支援となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第 2 2 節 文化財の防災

本節は、有形文化財等について、災害による被害を防止し、予防対策をすすめるための計画である。

第 1 予防措置

有形文化財、史跡名勝及び天然記念物等について、その歴史的価値と施設の保存のため、次の措置を講じ、防災の万全を期するものとする。

なお、本市内の文化財は、別編資料のとおりである。

1 文化財の防火対策

文化財の所有者に対し、次の事項について防火対策の徹底を期するようその推進を図る。

(1) 火災予防体制の確立

- ア 防火管理体制の整備
- イ 環境の整理整頓
- ウ 火気の使用制限
- エ 火災危険の早期発見と火災警戒の実施
- オ 自衛消防組織の確立
- カ 火災発生時にとるべき初期消火等の措置の徹底

(2) 防火施設の整備

- ア 消火施設
消火器、簡易消火用具、消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消防ポンプ等
- イ 警報施設
自動火災報知設備、漏電火災警報器、非常警報設備、消防機関への通報設備等
- ウ その他の設備
避雷装置、消防用水、消防進入通路、防火壁等

2 災害予防のための指導

- (1) 各種文化財の調査を行い、防災対策の指導を徹底する。
- (2) 防災設備の管理、指導及び助言を行う。
- (3) 防災組織に対する指導及び助言を行う。

3 環境整備の徹底

- (1) 保存施設の安全確保、危険物の排除を推進する。
- (2) 風水雪害等に対応した未然防止対策の強化を図る。

第 2 防災訓練の実施と市民意識の高揚

- 1 「文化財防火デー」（毎年 1 月 26 日）を中心に、文化財の所有者及び管理者による防災訓練の実施を図るものとする。

[平 3 0 改]

2 市民に対し、文化財愛護精神の普及を図り、文化財保護の協力体制を育成していくものとする。

第 2 3 節 凍霜害の予防

本節は、凍霜害による農産物被害を予防するための計画である。

第 1 情報収集伝達

1 気象情報の収集

市担当部課等は、テレビ、インターネット等のメディアを活用して、必要な情報収集に努める。

2 警戒情報の伝達

市担当部課等は、警戒が必要な情報を得たときは、農業協同組合へ情報を伝達し、農業者に対して広報車等で周知するよう依頼する。

第 2 農作物予防対策

山形県村山総合支庁や農業協同組合と協力して、日頃より農業者に対し次の防止対策を指導する。

1 水 稲

箱育苗、畑苗代では、保温マットやコモ等による保温防霜を行う。

2 果 樹

重油や石油等を使用する燃焼法、防霜ファンなどによる防霜を行う。

3 野 菜

トンネル栽培では、保温マットやコモ等の被覆による保温防霜を行う。また、茎葉やツルがビニールに付着しないようにする。

第 2 4 節 原子力災害の事前対策

本節は、隣接県にある原子力施設において事故等が発生した際における、山形市の事前対策に関する計画である。

第 1 原子力施設立地環境

山形県内には原子力施設がなく、また、隣接県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域※」にも山形県及び山形市の地域は含まれていない。山形市は、女川原子力発電所から市境まで最短で約 8 6 キロメートル、福島第一原子力発電所からは約 9 4 キロメートル、柏崎刈羽原子力発電所からは約 1 6 7 キロメートルと離れている。

しかしながら、原子力発電所の事故等が発生した場合には、平成 2 3 年に発生した福島第一原子力発電所の事故により経験したとおり、山形市にも直接的あるいは間接的に多くの影響がある。

これら原子力発電所から事故等により放出あるいは飛散する放射性物質及びこれらの放射線物質からの放射線が異常な水準に達した場合には、放射性物質が市民の生命又は身体に影響を及ぼすと市民に心理的動揺を与えるおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、体制の整備や知識の普及などに取り組む必要がある。

※原子力発電所から半径 3 0 k m 圏内（原子力災害対策指針）

第 2 防災体制の整備

1 通信連絡体制の整備

(1) 情報収集手段

山形県防災行政通信ネットワークをはじめ、事故の発生した場合において即座に情報収集するための手段を複数確保するとともに、山形県危機管理担当課及び防災関係機関との緊急時における連絡体制を整備する。

(2) 情報伝達手段

事故の発生した場合において、市民へ迅速かつ正確に周知するため、コミュニティ FM 放送による緊急割り込み放送、緊急速報メール、防災情報メールマガジンによる一斉送信、マスコミ各社への情報提供、広報車の巡回など、多様な手段を確保する。

2 避難等の体制の整備

市は、次に掲げるとおり、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、市民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

(1) 市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であ

[平 2 9 追]

り、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた市民への注意喚起体制を整備するものとする。

(2) 市は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、山形県の「原子力災害に伴う屋内退避マニュアル」を踏まえ、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避マニュアルを策定する。

3 防災訓練等の実施

関係機関との緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

第3 資機材等の確保

- 1 福島第一原子力発電所の事故対応のために整備した資機材の維持を図るとともに、放射線測定用資機材、簡易除染資機材についての情報収集に努め、事故が発生した場合に速やかに必要な資機材を確保できるよう体制の整備に努める。
- 2 事故が発生した場合、「第35節 原子力災害対策」を迅速・円滑・的確に実施するため、山形県をはじめ関係機関と連携し、対策に必要な情報収集と訓練を行う。

第4 防災知識の普及

国、山形県、原子力発電所所在道府県及び関係機関が行う原子力災害に関する防災知識の普及と啓発に関する広報活動と連携し、市民への防災知識の普及を図る。